

議案第 6 1 号

交野市立小中学校空調更新等事業事業者選定審査委員会条例の制定について

交野市立小中学校空調更新等事業事業者選定審査委員会条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 8 年 1 0 月 1 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 交野市立小中学校空調更新等事業を実施するにあたり、事業者の選定に係る審査基準及び事業者からの提案内容等について審議を行う場として、選定委員会を設置したいため。

交野市立小中学校空調更新等事業事業者選定審査委員会条例案

交野市立小中学校空調更新等事業事業者選定審査委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、
交野市立小中学校空調更新等事業事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「交野市立小中学校空調更新等事業」とは、交野市立小中学校の既存空調設備の更新及び一部の特別教室等の必要諸室に対する空調設備の新設を一体で整備し、整備後の維持管理を行う事業のことをいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 交野市立小中学校空調更新等事業に係る事業手法及び交野市立小中学校空調更新等事業を行う事業者（以下「事業者」という。）の選定に係る審査基準に関すること。
- (2) 事業者の選定に係る提案内容等の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し、委員会が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条に規定する事務が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出又は委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。